

声 明

日本政府は国連社会権規約委員会の懸念と勧告を想起し、東日本大震災被災者に対し抜本的な救済と援助を

「想定外」ではすまされない

3月11日東日本を襲った大震災は、死者、行方不明者、倒壊建物など甚大な被害をもたらした。被災の状況は筆舌に尽くしがたい。福島県東京電力第一原子力発電所の放射能汚染は未だ予測のつかぬものとなっており、放射能の食物汚染をはじめさまざまな恐怖を国民に与えている。余震は続発し、停電、運休、ガソリン不足などは首都東京にも及んでいる。今回の東日本大震災で亡くなられた多くの人々に対して心から哀悼の意を表し、被災・避難された方々にお見舞い申し上げるとともに、救援募金、物資供給、現地活動など、支援のために立ち上がった多くの人々に深甚な敬意を表する。諸外国・国際機関からの援助、激励にも深く感謝する。

日本はこれまでも明治三陸地震津波など大震災に何度も遭遇してきた。今回の震災は近年最大規模であることから、「想定外」で、住民の生命を始めとする被害はやむを得なかったとする見方に、多くの批判が行われている。地震は予防することができないが、災害は予防することができる。

日本政府の対応も後手後手にまわり、事態の重大さに的確に対応できず、被害を拡大している。石原東京都知事の「我欲を洗い落とす天罰」発言は、罪もない被災者、被災地を侮辱するも甚だしく、言語道断である。

10年前の社会権規約委員会の最終見解

私たち国際人権活動日本委員会は、2001年8月に行われた国連社会権規約委員会による第2回日本政府報告書審査に参加し、1995年1月17日発生の阪神・淡路大震災の救援・復興の問題点についてレポートを提出し、兵庫県民会議、復興研究センターなどのメンバーが何人もジュネーブの審査に参加し、「住宅は私有財産だから個人責任。自助努力で行うのが当然」という国の不当な態度を訴えた。

その結果「最終見解」では「もっとも大きな被害を受けた住民が必ずしも十分な相談の機会が与えられていないこと、それによって多数の一人暮らしの老人がほとんどまたはまったく省みられず、不慣れな環境で生活していることに懸念する。」「低所得層が持ち家の再建のための資金調達にますます困難を感じていることに憂慮を持って留意する。持ち家の再建どころか、すでに存在する抵当を解除するため自身の資産の売却も迫られている人たちもいる。」との懸念を表明した。そして、「締約国（日本）が兵庫県にその地域に対するサービス、とくに、高齢の障害者に対するサービスを設定し、また拡大し奨励することを勧告する。」とした。

委員会の「最終見解」に反論した日本政府

この画期的で示唆に富む社会権規約委員会の「最終見解」に対しマスコミなどでは高く評価されたが、日本政府は「事実誤認」「不当」であるとして、国連担当事務局長に申し入れをした。国連規約委員会の見解を謙虚に聞くのではなく、抗議するという不遜な行為であった。その後、被災者のたたかいによって日本政府はようやく被災者の住宅再建に公的支援をする制度をつくった。しかし、「阪神・淡路」の被災者には適用されなかった。

日本の原発にもきびしい勧告

10年前の「最終見解」ではまた、原子力発電所に対して「これら施設の安全性に関する必要な情報の透明性及び開示が十分でないこと、また、核事故の防止及び対処についての全国レベルならびに各地方における先進的な準備活動が不足していること」との懸念を表明し、「委員会は核発電所の安全性に関する問題についてのすべての必要な情報についてその透明性を高め、開示することを勧告し、さらに締約国が核事故の防止および早期の対応のための準備計画を策定することを強く要請する。」と勧告した。

安心して生活できる国づくりを

日本政府が10年前の貴重な国連社会権規約委員会の「懸念・勧告」を想起し、また、2005年、国連世界防災会議が表明した『防災は国の第一義的責任においておこなわれるべきもの』との決議を遵守する日本政府の責務を自覚して、長い年月続くであろう復興と救援のためにこれを生かすべきである。行方不明者の捜索、住民の生活の安定、放射能汚染の補償、情報公開、災害関連死の食い止め、外国人被害者の補償など重要な課題が山積している。

被災者への生活再建のための補償、被災地域・自治体への財政・人的支援を行い、「阪神・淡路」の被災者支援の失敗を深く反省し、今度こそ多数の外国籍住民を含むすべての東日本大震災被災者の人権・生活再建・復興のための長期にわたっての抜本的な国の責任による支援政策を確立し、実行しなければならない。原子力政策を根本的に改め、新しいエネルギー政策を探求することが必要である。

多くの犠牲者を出した史上最大の自然災害から教訓を得て、国民が安心して生活できる防災の国づくりを行うことを強く要求するものである。

2011年3月28日

国際人権活動日本委員会

議長 鈴木 亜英

住所 東京都豊島区南大塚 2-33-10

東京労働会館 1階

電話/03-3943-2420 FAX/03-3943-2431